

利用者向け

草津市高齢者等ごみ出し支援事業の手引き

令和 7 年 6 月

草津市

<目次>

1. 事業の概要	
1-1 事業の目的	… 1
1-2 事業概要と支援内容	… 1
1-3 収集するごみの種類	… 1
2. 対象世帯の要件	… 2
2-1 【対象世帯判断のフロー図】	… 3
3. コミュニティ支援型について	
3-1 利用申請の手続き	… 4
3-2 申請内容の変更の手続き	… 5
3-3 休止・中止・再開の手続き	… 5
4. 直接支援型について	
4-1 利用申請の手続き	… 6
4-2 ごみの排出から収集までの流れ	… 7
4-3 申請内容の変更の手続き	… 8
4-4 休止・中止・再開の手続き	… 9
連絡先	… 10

1. 事業の概要

1-1 事業の目的

ごみ出しが困難な高齢者または障害者等の世帯にごみ出し支援を行うことで、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らすことができるまちづくりを進めます。

また、コミュニティ支援型の輪を広げていく取組団体を増やすことで、地域共生社会を推進とともに、市域を網羅できるよう直接支援型によるごみ出し支援を併せて実施します。

1-2 事業概要と支援内容

① コミュニティ支援型ごみ出し支援とは

＜事業概要＞

地域の共助（助け合い）でごみ出し支援を行うもので、対象世帯の自宅からごみ集積所までごみ出し支援を行う団体（代表者が市内在住または市内に主たる事務所のある、任意の2名以上の市内に所在する地域団体、お隣さん同士、お知り合い、ご近所さん同士等のグループ）を募集し、支援します。

＜支援内容＞

高齢者等ごみ出し支援団体が、ごみ出しが困難な高齢者や障害者等の世帯の自宅から、ごみ集積所に、家庭系ごみ（粗大ごみや処理困難物を除く）のごみ出しを行います。

※ごみが出されていない場合は、声かけの活動も実施

② 直接支援型ごみ出し支援とは

＜事業概要＞

コミュニティ支援型の支援が受けられない場合に、対象世帯が自宅の敷地内に収集箱を準備し、市がごみを収集します。

＜支援内容＞

ごみ出しが困難な高齢者や障害者等の世帯の自宅から、家庭系ごみ（粗大ごみや処理困難物を除く）を市が戸別収集します。

1-3 収集するごみの種類

コミュニティ支援型、直接支援型ともに、焼却ごみ類、古紙類、プラスチック製容器類、ペットボトル類、空き缶類、飲・食料用ガラスびん類、破碎ごみ類、陶器・ガラス類、乾電池、蛍光管

※粗大ごみや処理困難物（消火器・注射針・農薬など）は収集できません。

※コミュニティ支援型の場合、回収した乾電池、蛍光管、使い捨てライターは、市が設置している回収箱に出してください。

2. 対象世帯の要件

市内に住所を要する、ごみ出しが困難な高齢者または障害者等の世帯で、かつ、既存の福祉サービスによるごみ出し支援や家族等の支援が受けられず、同居者全員が下記のいずれかに該当する世帯等。

- ① 要介護 2 以上の認定を受けている人
- ② 身体障害者手帳の交付を受けている人
- ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
- ④ 療育手帳の交付を受けている人

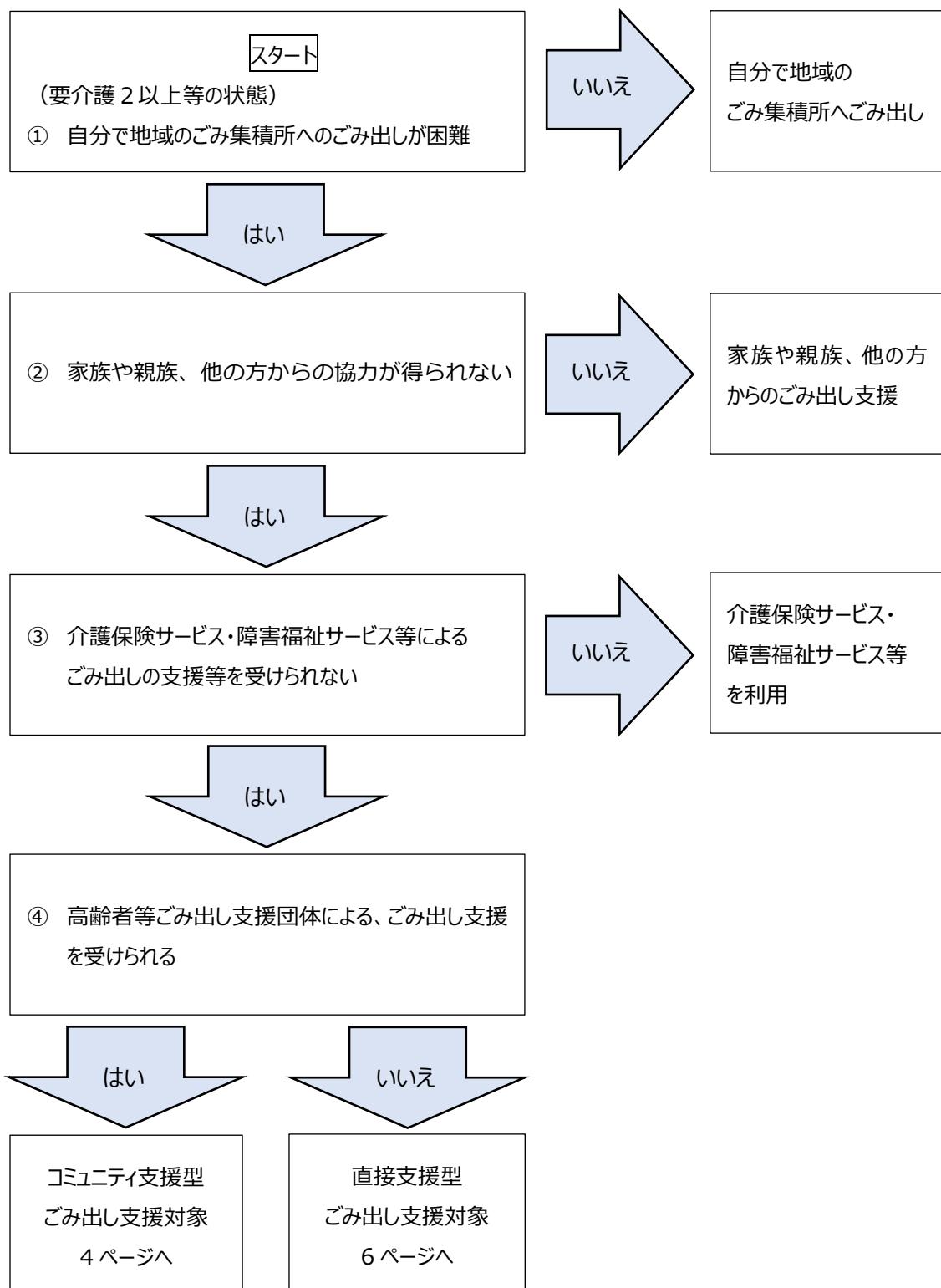
なお、以下⑤、⑥、⑦の場合は本事業の対象外となります。

- ⑤ 家族、親族や他の者からのごみ出しの支援が得られる場合
- ⑥ 同様の介護保険サービスや障害福祉サービス等によるごみ出し支援が受けられる場合
- ⑦ 病院に入院や施設等に入所している場合

【対象世帯判断の留意点】

- ・本事業の利用にあたって、支援が必要と考えられる場合は、【対象世帯判断のフロー図】により、本事業に該当するか確認してください。
- ・利用の検討にあたっては、本事業の利用が高齢者等の自立した生活の妨げとならないように注意してください。

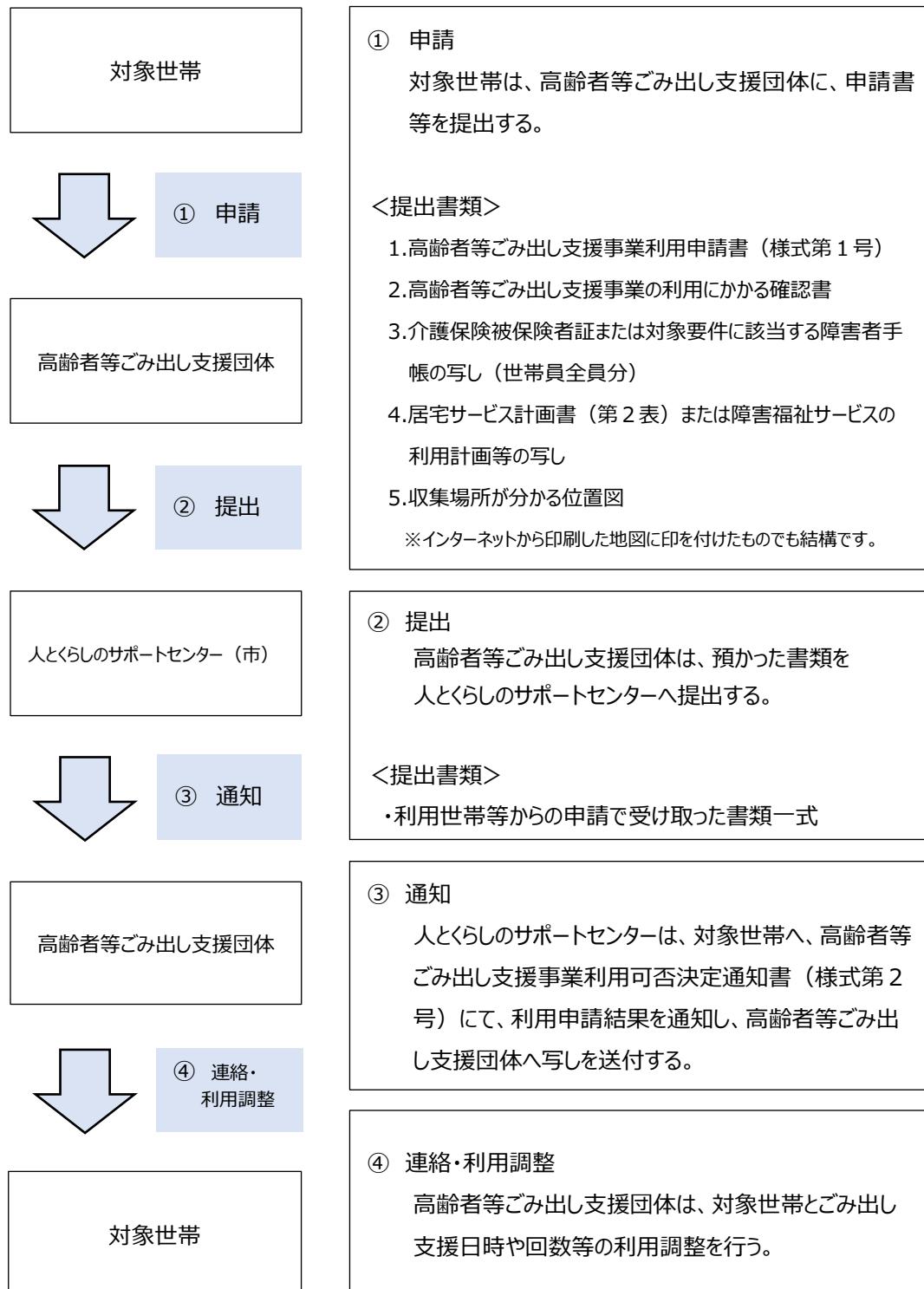
2-1 【対象世帯判断のフロー図】



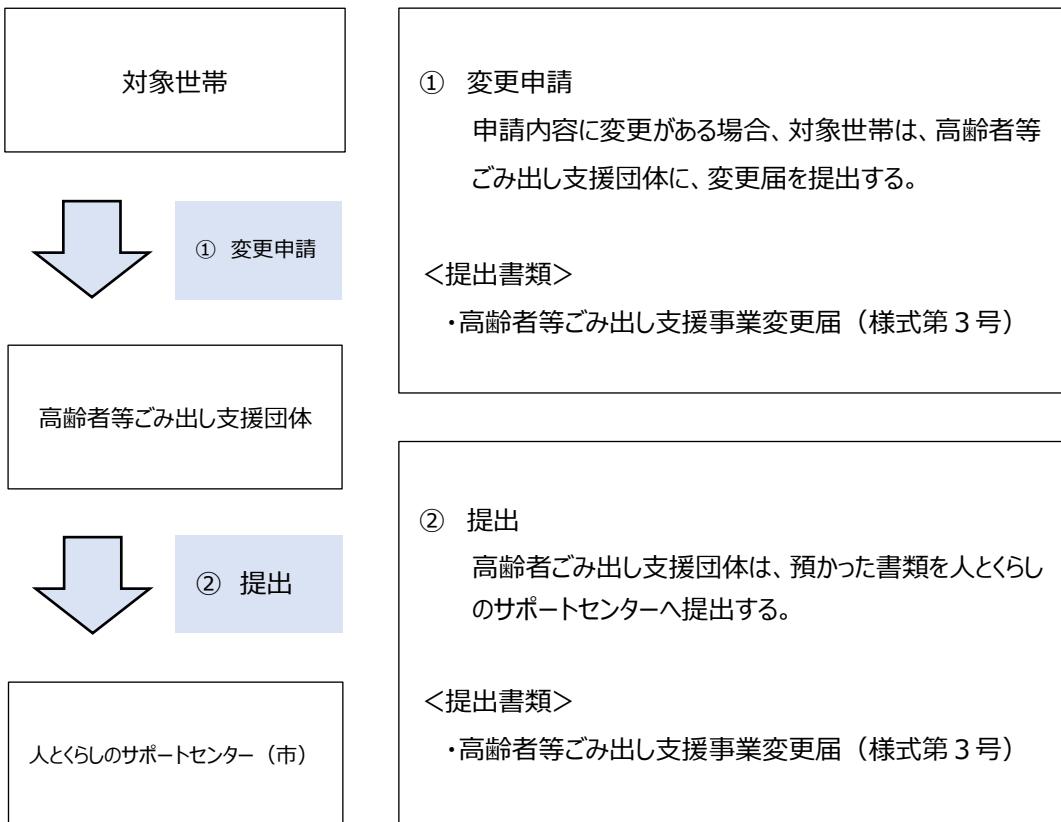
3. コミュニティ支援型について

3-1 利用申請の手続き

1) 利用の流れ

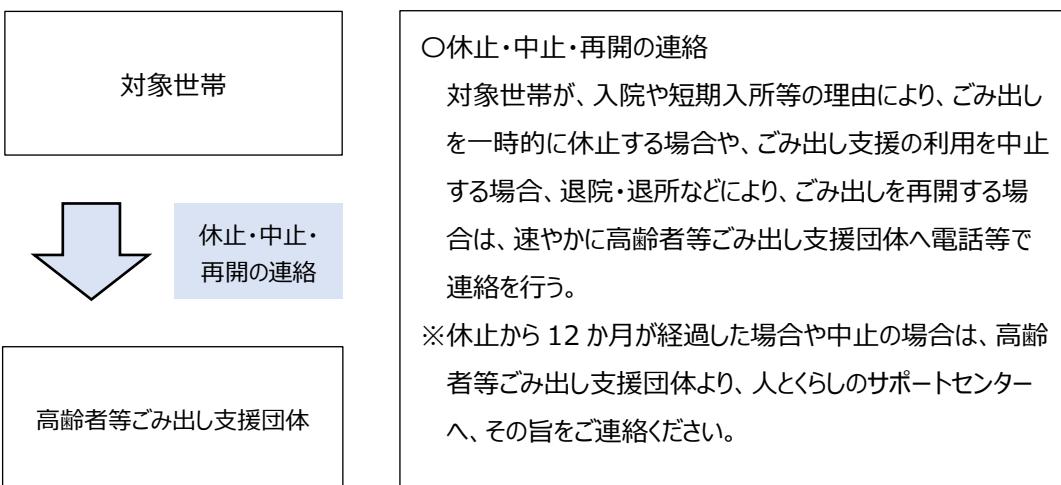


3－2 申請内容の変更の手続き



※申請事項の変更がある場合は、その都度届出が必要です。なお、介護保険区分等の変更があるものの、引き続きごみ出し支援の対象世帯の要件に該当する場合は届出不要ですが、変更があつたことについて、人とくらしのサポートセンターへ連絡が必要となります。

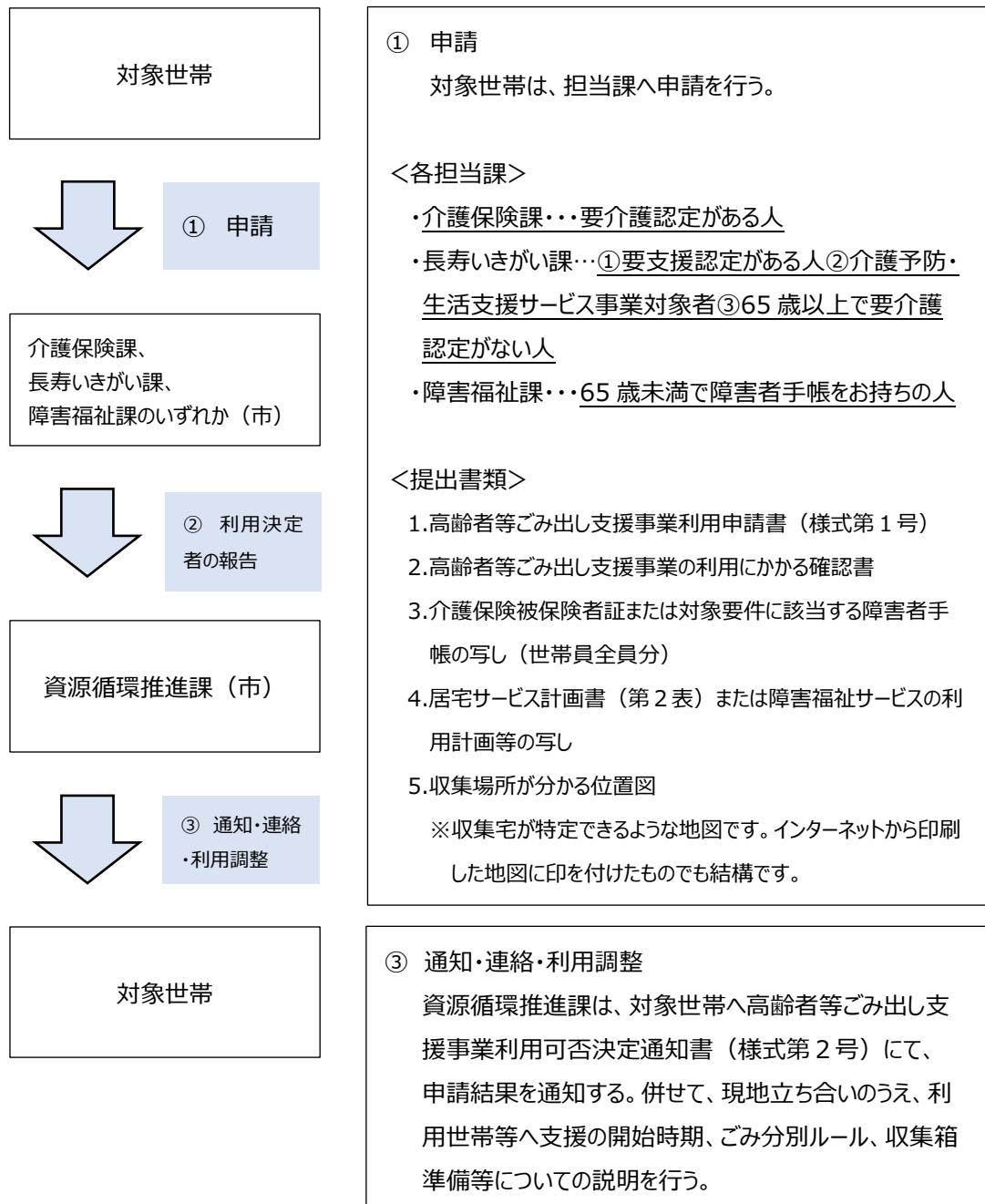
3－3 休止・中止・再開の手続き



4. 直接支援型について

4-1 利用申請の手続き

1) 利用の流れ



4 – 2 ごみの排出から収集までの流れ

① 収集箱の準備

- ・対象世帯で、蓋付きの収集箱の準備が必要です。また、市からお渡しするシールを蓋等の収集員が分かりやすいところに貼り付けてください。
- ・収集開始日までに収集箱を準備し、玄関先等に置いてください。
- ・共同住宅等への収集は可能ですが、市が収集できる場所へごみ収集箱を設置するよう、事前に管理者の承諾を得てください。
- ・オートロックのある集合住宅については、オートロック内へ収集に行くことができません。

(収集箱の例)



② 収集するごみの種類と出し方

- ・次のごみの種類を一度にお出しいただけますが、「出し方」とおり分別をお願いします。
- ※粗大ごみ（50cm を超えるものや 10kg を超えるもの）や処理困難物（タイヤ・注射器・灯油などごみ集積所や拠点回収場所に出せないもの）は収集できません。

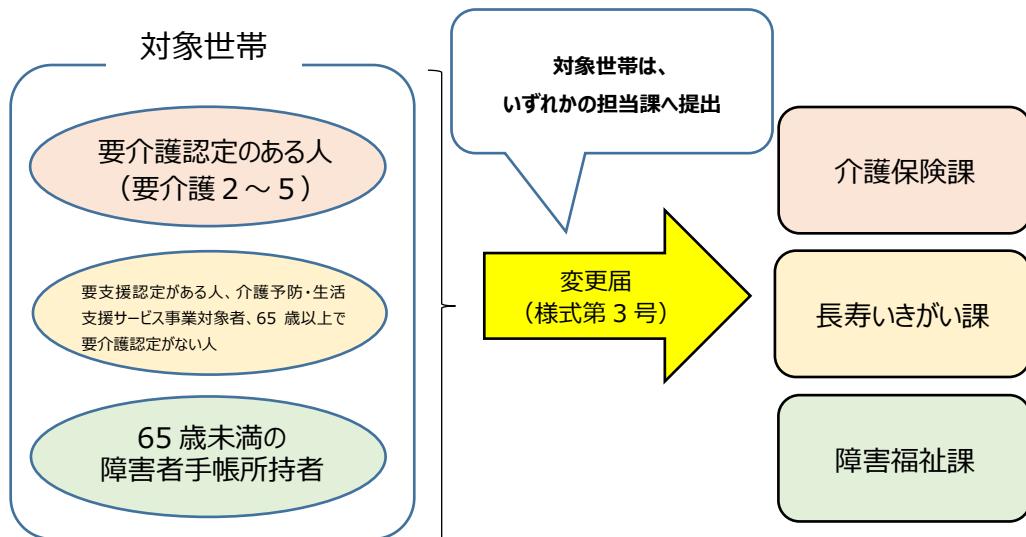
ごみの種類	出し方
焼却ごみ類	指定ごみ袋に入る。
プラスチック製容器類	指定ごみ袋に入る。
ペットボトル類	指定ごみ袋に入る。
古紙類	ひもでくくって直接。
空き缶類	中身の見える袋に入る。
飲・食料用ガラスびん類	中身の見える袋に入る。
破碎ごみ類	中身の見える袋に入る。
陶器・ガラス類	中身の見える袋に入る。
乾電池	中身の見える袋に入る。
蛍光管	中身の見える袋に入る。

③ ごみの収集日

- ・祝日を含む週に1回。具体的な曜日は利用決定時に通知します。
- ・出すごみがない場合、「収集不要カード」を収集箱に設置してください。設置が無く、ごみが出でない場合は、市が緊急連絡先に連絡します。
- ・1か月以上にわたりごみが出されず、対象世帯や緊急連絡先になっている方等のいずれからも理由を確認できない場合、収集を中止する場合があります。

4 – 3 申請内容の変更の手続き

申請内容に変更がある場合、対象世帯から変更届を介護保険課、長寿いきがい課または障害福祉課に提出してください。



※申請事項の変更がある場合は、その都度届出が必要です。なお、介護保険区分等の変更があるものの、引き続きごみ出し支援事業の利用要件に該当する場合、提出は不要ですが、変更があつたことについて、人と暮らしのサポートセンターへ連絡が必要となります。

【変更届提出の要否（例）】

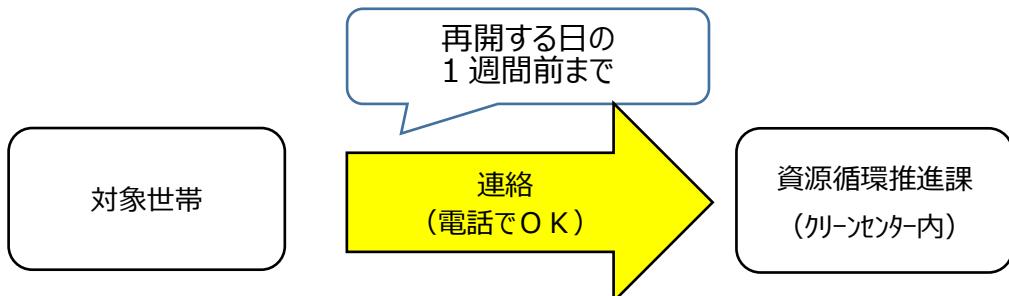
変更の内容	変更届の要否	人と暮らしのサポートセンターへの連絡
要介護認定が2から1へ変更	必要	不要
要介護認定が3から2へ変更	不要	必要
同居人が増えた	必要	不要
同居人が減った	不要	必要

4-4 休止・中止・再開の手続き

【休止・中止】 入院・施設への入所等により、1か月以上ごみを出さない場合



【再開】 退院、施設から退所その他の理由により、ごみ出しを再開する場合



【連絡先】

【コミュニティ支援型ごみ出し支援に関すること】

○対象世帯の審査に関すること

・介護保険課 介護保険係 TEL: 077-561-2369

・長寿いきがい課 高齢者福祉係 TEL: 077-561-2362

・障害福祉課 相談支援係 TEL: 077-561-2363

○制度や支援団体に関すること

・人とくらしのサポートセンター 地域保健係 TEL: 077-561-6865

【直接支援型ごみ出し支援に関すること】

○対象世帯の審査に関すること

・介護保険課 介護保険係 TEL: 077-561-2369

・長寿いきがい課 高齢者福祉係 TEL: 077-561-2362

・障害福祉課 相談支援係 TEL: 077-561-2363

○ごみの収集や分別に関すること

・資源循環推進課 資源循環推進係 TEL: 077-562-6361